平成３０年（フ）第１２０号
神戸市灘区深田町３丁目４番13号アントレ六甲403
債務者　合志　啓太
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５８号
岡山県倉敷市児島小川９丁目６番16号
債務者　田中　勇貴
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　幸徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３０号
広島市中区基町19番１―1309号
債務者　矢野　雅人
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６６号
広島市南区段原南１丁目25番22―105号
債務者　秋田　晴吉
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５号
大分市高尾台１丁目11番５号
債務者　安東　　宏
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第４号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水81番地２
債務者　室屋　清子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１１４号
愛知県海部郡飛島村政成１丁目４番地
債務者　伊藤　寿朗
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４１号
名古屋市昭和区滝川町47番地の40　シティ・ファミリー八事Ｎ棟305号
債務者　山田　　卓
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３８７号
京都市伏見区革屋町764番地　アドレッセンス西浜211
債務者　松井喜八郎
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　美絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１４号
横浜市保土ケ谷区藤塚町13番24号
債務者　石毛　英男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３号
神奈川県相模原市中央区共和１丁目３番１号プレジオ藤井101
債務者　澤村　長久
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成３０年（フ）第１号
大分県竹田市大字平田6605番地
債務者　嶺田　信夫
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　賢司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成３０年（フ）第１６号
福井県坂井市三国町緑ケ丘３丁目１番７号
債務者　山岸　元気
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安江　　勤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２８号
京都市北区西賀茂大栗町11番地　パレス西賀茂205
債務者　金沢直美こと重光直美こと　ＳＨＩＮ　ＪＩＫＭＩ　辛　　直美
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉村　　匡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１号
北海道北見市番場町１番29号　コーポラスみやび106号、前住所北海道北見市西三輪１丁目653番地８　アイビス三輪第２六番館103号
債務者　延原　孝志
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
北海道北見市北上29番地１　サンクレストハイツＢ301号、前住所北海道北見市清月町76番地16
債務者　カーピット車光こと　武田　巧靖
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　友澤　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第６３０号
大阪府枚方市長尾元町１丁目21番８―406号、前住所大阪市福島区福島３丁目１番65―3109号
債務者　水杉　　瑛
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田一比古
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部